

社会福祉法人麗風会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗風会（以下「当法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員等の報酬等）に基づき、役員[定款第15条（役員の数）第1項に規定する理事及び監事]及び評議員[定款第5条（評議員の数）に規定する評議員並びに定款第6条（評議員の選任及び解任）第2項に規定する評議員選任・解任委員、以下「役員等」とする]の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程[「旅費規程」第10条（旅費）の施設長級に位置づけする]に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時より施行する。

平成16年10月23日制定の社会福祉法人麗風会 役員報酬・費用弁償支給規程は、この規程の実施をもって廃止する。

社会福祉法人麗風会 役員等報酬規程

【別表第1】

(理事会等出席報酬) 日当

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000円
監事業務報酬等(日額)	5,000円
評議員選任・解任委員業務報酬等(日額)	5,000円

※上記報酬額は、源泉所得税額対象外（H29年版 源泉徴収のあらまし第2項給与所得の源泉徴収事務（2）旅費イ非課税とされる旅費の範囲より）とする。

(交通費)

距 離	交通費
5 km未満	2,000円
5 km～20 km	3,000円
20 km～50 km	5,000円
50 km～100 km	10,000円
100 km以上	実 費

理事長及び、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、法人本部所在地内で開催の役員会等について、上記報酬及び交通費は支給しない。

その他理事長の報酬に関し、別表の「理事長報酬規程」のとおりとする。

理事長報酬規程

社会福祉法人麗風会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗風会の理事長の報酬に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程の理事長とは、定款第15条（役員の定数）2項および第16条（役員の選任）2項により、理事の中から選任された法人を代表する者をいう。

(理事長の役務)

第3条 理事長は、法人全体の人事労務、財務、運営等の経営全般に関して最終責任を持つ。

- 2 日常業務の細則は、定款第17条（理事の職務及び権限）2項に基づき、理事会が別途定める、理事長専決事項にて規定する。
- 3 理事長は、定款第17条（理事の職務及び権限）3項に規定する、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(報酬)

第4条 報酬は、理事会の決議を得て、年額500万円（源泉徴収あり）とし、年度末に支給する。

- 2 但し、当該年度の収支活動差額がプラスであることを支給条件とする。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。